

◎新潟県告示第369号

悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定（平成15年12月新潟県告示第2148号）の一部を次のとおり改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条の規定により規制地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第2項の規定により規制基準を次の2のとおり定め、平成16年4月1日から実施する。</p> <p>なお、関係図面は、新潟県環境局環境対策課及び関係町村役場に備えおいて縦覧に供する。</p>	<p>悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条の規定により規制地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第2項の規定により規制基準を次の2のとおり定め、平成16年4月1日から実施する。</p> <p>なお、関係図面は、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び関係町村役場に備えおいて縦覧に供する。</p>
1 (略)	1 (略)